

議案第 83 号

松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例の一部改正について

松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 9 月 25 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例の一部を改正する条例  
松阪市市長及び副市長の給料、旅費等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 3 項を削り、同表備考第 4 項を同表備考第 3 項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

2 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「同表備考 4」を「同表備考 3」に改める。